（警察法施行令の一部改正）

第二条　警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号ソ中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第三条　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「第百七十六条」を「第百七十六条第一項」に、「第百七十七条」を「第百七十七条第一項」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「から第百八十一条」を「、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条」に改める。

第二十八条第二号中「第百八十二条」を「第百七十七条まで、第百七十九条から第百八十三条」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第五条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「規定は」の下に「、刑法（明治四十年法律第四十五号。第百八十二条の規定に限る。）」を加える。

第十四条の二並びに附則第二条の二及び第三条中「規定は」の下に「、刑法（第百八十二条の規定に限る。）」を加える。

（精神保健福祉士法施行令の一部改正）

第六条　精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規定は」の下に「、刑法（明治四十年法律第四十五号。第百八十二条の規定に限る。）」を加える。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第七条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「、同法第百七十八条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）」を削り、「第百八十二条」を「第百八十三条」に改める。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第八条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第百七十六条」を「第百七十六条第一項」に、「第百七十七条」を「第百七十七条第一項」に改める。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第九条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十二条の規定

第十八条第四号ハ中「（明治四十年法律第四十五号）」を削る。

（公認心理師法施行令の一部改正）

第十条　公認心理師法施行令（平成二十九年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十八号を第二十九号とし、第一号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十二条の規定

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第十一条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二十一号、第二十七条第二項及び第三十二条中「第百八十二条」を「第百八十三条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（警察法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の警察法施行令第二条の規定の適用については、改正法第一条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第百七十七条、第百七十八条第二項又は第百八十条若しくは第百八十一条第二項（これらの規定中旧刑法第百七十七条又は第百七十八条第二項の罪に係る部分に限る。）に規定する犯罪は、不同意性交等の犯罪とみなす。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十二条第二項の規定の適用については、旧刑法第百七十六条、第百七十七条又は第百八十条（旧刑法第百七十六条又は第百七十七条の罪に係る部分に限る。）に規定する罪は、同項第一号に掲げる罪とみなす。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第十七条、第十八条、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、旧刑法第百七十六条から第百七十八条まで又は第百八十条若しくは第百八十一条（これらの規定中旧刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為は、新令第十七条第一号に掲げる行為とみなす。

2　新令第二十八条の規定の適用については、旧刑法第百七十六条から第百七十八条まで又は第百八十条若しくは第百八十一条（これらの規定中旧刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為は、新令第二十八条第二号に掲げる行為とみなす。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第七条の規定による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第一条の規定の適用については、旧刑法第百七十六条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、旧刑法第百七十七条に規定する罪（児童に対する性交等に係るものに限る。）又は旧刑法第百七十八条若しくは旧刑法第百八十条若しくは第百八十一条（これらの規定中旧刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）は、新令第一条第三号に掲げる罪とみなす。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第八条の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（以下この条において「新令」という。）第五条の規定の適用については、旧刑法第百七十六条、第百七十七条又は第百八十条（旧刑法第百七十六条又は第百七十七条の罪に係る部分に限る。）に規定する罪は、新令第五条第一号に掲げる罪とみなす。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　斉藤　鉄夫